



発行 東京都

目次

37

訓令（教）

- 東京都教育委員会広報事務規程の一部改正……………一
- 東京都教育委員会印刷物取扱規程の一部改正……………一
- 東京都教育庁等統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……………一
- 東京都教育庁等の標準的な職を定める規程の一部改正……………二
- 東京都立学校職員出勤記録整理規程の一部改正……………二
- 東京都教育委員会職員表彰規程の一部改正……………二
- 東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程の一部改正……………三
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………三
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………三
- 教育関係職員の旅費支給規程の一部改正……………六
- 東京都教育委員会安全衛生委員会等設置規程の一部改正……………六
- 東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………六
- 東京都立学校安全衛生組織等設置規程の一部改正……………六
- 東京都立学校事案決定規程の一部改正……………七
- 東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………七

訓令（教）

● 東京都教育委員会訓令第二号

東京都教育委員会広報事務規程（昭和四十六年東京都教育委員会訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第四条第一項中「広報統計課長」を「広報担当課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

● 東京都教育委員会訓令第三号

東京都教育委員会印刷物取扱規程（平成十三年東京都教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第八条第一項中「教育庁総務部広報統計課長」を「教育庁総務部広報担当課長」に、「広報統計課長」を「広報担当課長」に改め、同条第二項中「広報統計課長」を「広報担当課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

● 東京都教育委員会訓令第四号

東京都教育庁等統括課長及び主任の職の指定等に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第二条第二号イ中「及び担当課長」を「担当課長及び専門課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

教 育 事 務 所 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所
都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校
都 立 小 学 校

●東京都教育委員会訓令第五号

東京都教育庁等の標準的な職を定める規程(平成二十八年東京都教育委員会訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第二条の表行政系の事務をつかさどる職の職務の項職制上の段階の欄中「担当課長」の下に「及び専門課長」を加える。

教 育 事 務 所 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

附則
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第六号

東京都立学校職員出勤記録整理規程(昭和三十六年東京都教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

別表中四十八の項を削り、二十二の項から四十七の項までを二十三の項から四十八の項までとし、二十一の項を次のように改める。

二十二 健康管理休暇

健 休

別表中二の項から二十の項までを三の項から二十一の項までとし、一の項の次に次のように加える。

二 在宅勤務等

在 宅

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第七号

教 育 事 務 所 庁

東京都教育委員会職員表彰規程（昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第六条第三項中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 企画部長

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第八号

- 教育庁出張所
- 事業所
- 都立高等学校
- 公立中等教育学校
- 公立特別支援学校
- 公立中学校
- 公立小学校
- 公立義務教育学校
- 公立共同調理場
- 教育庁
- 教育事務所
- 教育庁出張所
- 事業所
- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校

東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程（平成十六年東京都教育委員会訓令第四十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第二十三条第三項中「総務部長」の下に「、教育庁企画部長」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第九号

教育庁

教育事務所

教育庁出張所

事業所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

別表第二正規の勤務時間の割振りの欄中「午前八時十五分（総務部広報統計課に勤務する職員に限る。）」及び「午後五時（総務部広報統計課に勤務する職員に限る。）」を削る。

別表第三総務部広報統計課の項を削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十号

教育庁
教育事務所

教育庁出張所
事業所

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号)の二部を次のように改正する。
令和八年三月三十一日
東京都教育委員会
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第二条関係)	
組織の区分	職
東京都初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。)別表第八イの項に規定する職務区分一の職	区分一 特別調整額の区分
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	区分二
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職	区分三
条別別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条別別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職(初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。)	区分五
総務課長	区分六
課長(総務課長を除く。)	区分七(東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めるものについては区分六)
担当課長	区分八(人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、教育委員会が別に定めるものについては区分九)
主任社会教育主事	区分九
主任管理主事	区分十
主任指導主事	区分五
専門課長	区分十
東京都条別別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条別別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職(初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。)	区分九(人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六)
出張所課長 及び学担当課長	区分九(人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六)
校を除く東京都教育庁出張所の副所長	
く教育 東京都学校経営支援センターの室長	
機関 東京都学校経営支援センターの支所長	
東京都立多摩図書館長	
東京都教育相談センター次長	
主任指導主事	

特別区別の 区別金額の 総括表	行政機関総括表(イ)	医療機関総括表(ロ)
区分一	一三六、八〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分二	一三七、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分三	一三五、三〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分五	一一七、九〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分七	一一七、七〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分八	六九、五〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分十	七三、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円

別表第一(第二条関係)

特別区別の 区別金額の 総括表	行政機関総括表(イ)	医療機関総括表(ロ)
区分一	一一一、九〇〇円	八〇、七〇〇円
区分二	一一〇、三〇〇円	八〇、七〇〇円
区分三	一一八、八〇〇円	八〇、七〇〇円
区分五	一〇七、九〇〇円	八〇、七〇〇円
区分六	八五、〇〇〇円	八〇、七〇〇円
区分七	七四、三〇〇円	八〇、七〇〇円
区分八	六九、八〇〇円	八〇、七〇〇円
区分九	六一、三〇〇円	八〇、七〇〇円
区分十	五三、〇〇〇円	八〇、七〇〇円

別表第二(第二条関係)

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十一号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所
 事 業 所
 都 立 高 等 学 校
 公 立 中 等 教 育 学 校
 公 立 特 別 支 援 学 校
 公 立 中 学 校
 公 立 小 学 校
 公 立 義 務 教 育 学 校
 公 立 共 同 調 理 場
 教 育 関 係 職 員 の 旅 費 支 給 規 程 (昭 和 四 十 八 年 東 京 都 教 育 委 員 会 訓 令 第 十 八 号) の 一 部
 を 次 の よう に 改 正 す る 。
 令 和 八 年 三 月 三 十 一 日
 東 京 都 教 育 委 員 会

第二条第二号及び第三号中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十二号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所
 事 業 所

東 京 都 教 育 委 員 会 安 全 衛 生 委 員 会 等 設 置 規 程 (昭 和 五 十 二 年 東 京 都 教 育 委 員 会 訓 令 第 八 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。
 令 和 八 年 三 月 三 十 一 日
 東 京 都 教 育 委 員 会

第 四 条 第 二 項 第 二 号 中 「 七 人 」 を 「 八 人 」 に 改 め 、 同 項 第 三 号 中 「 八 人 」 を 「 九 人 」 に 改 め る 。
 附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十三号

教 育 庁
 都 立 高 等 学 校
 都 立 中 等 教 育 学 校
 都 立 特 別 支 援 学 校
 都 立 中 学 校
 都 立 小 学 校
 東 京 都 立 学 校 労 働 安 全 衛 生 保 護 具 措 置 規 程 (平 成 六 年 東 京 都 教 育 委 員 会 訓 令 第 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。
 令 和 八 年 三 月 三 十 一 日
 東 京 都 教 育 委 員 会

第三条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十四号

教 育 庁
 都 立 高 等 学 校
 都 立 中 等 教 育 学 校

東京都立学校安全衛生組織等設置規程（平成三年東京都教育委員会訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校
東京都教育委員会

第二条中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十五号

東京都立学校事案決定規程（平成九年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校
東京都教育委員会

別表備考第三号中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十六号

教育事務所 教育事業所 教育庁

東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

教育庁出張所
事業所
東京都教育委員会

別表一中四十六の項を削り、二十二の項から四十五の項までを二十三の項から四十六の項までとし、二十一の項を次のように改める。

二十二 健康管理休暇

健休

別表一中二の項から二十の項までを三の項から二十一の項までとし、一の項の次に次のように加える。

二 在宅勤務等

在宅

別表二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 在宅勤務等

在宅

別表三 十八の項を次のように改める。

十八 健康管理休暇

健休

別表三中四十三の項を削り、四十四の項を四十三の項とし、四十五の項を四十四の項とし、四十六の項を四十五の項とする。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

